

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、介護保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山梨県都留市長

## 公表日

令和5年6月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定による介護保険料の徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 ①介護保険料の収納処理 ②口座情報の登録及び口座振替データの作成 ③過誤納金の還付・充当処理 ④徴収猶予・換価猶予 ⑤督促状・催告書の発行 ⑥滞納者に対する財産調査及び滞納処分 ⑦不納欠損
③システムの名称	①宛名管理システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④介護保険システム ⑤申告支援システム ⑥eLTAXシステム ⑦団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 107の項 【別表第二における情報照会の根拠】 94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 収納対策室及び税務課 市民税担当 Tel:0554-43-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 3.法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
平成30年6月1日	I 4.法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項 【別表第二における情報照会の根拠】 93, 94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 107の項 【別表第二における情報照会の根拠】 94の項	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	税務課長 石川和広	税務課長 重森 雅貴	事後	
平成30年6月1日	II 1.評価者の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	税務課長 重森 雅貴	税務課長	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	①Acrocity行政基本システム ②Acrocity収納管理システム ③Acrocity滞納管理システム ④番号連携サーバ ⑤中間サーバ	①宛名管理システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④介護保険システム ⑤申告支援システム ⑥eLTAシステム ⑦団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	行政基本情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	宛名情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、介護保険情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	II 2. 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和5年5月10日	I 3.法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和5年5月10日	I 8.連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 収納対策室 Tel:0554-43-1111(代表)	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 収納対策室及び税務課 市民税担当 Tel:0554-43-1111(代表)	事後	
令和5年5月10日	I 4.②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 107の項 【別表第二における情報照会の根拠】 94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 107の項 【別表第二における情報照会の根拠】 94の項	事後	
令和5年5月10日	II 1. 一つの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年5月10日	II 2. 一つの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	